熊谷市営本町駐車場休憩室の目的外使用の許可基準に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊谷市営本町駐車場(以下「本町駐車場」という。)の休憩室を駐車場管理に支障のない範囲で、「地域住民の集会」の使用の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

（地域住民の集会）

第２条　地域住民の集会とは、おおむね、次の団体が主催するものとする。

（１）自治会　（２）商工関係団体　（３）社会教育関係団体

（４）社会体育関係団体　（５）福祉関係団体

２　その他市長が必要と認める団体集会とする。

（利用時間等）

第３条　休憩室の使用時間は、午前９時から午後８時までとする。

ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、それぞれの時間を変更することができる。

（使用手続）

第４条　休憩室を使用する場合の手続きは、次のとおりとする。

（１）休憩室を使用しようとするときは、休憩室目的外使用許可申請書兼許可証（様式１号）を原則として、使用希望日の１ヶ月前から３日前（ただし、土日祝日は含まないものとする）までに市長に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。

（２）市長は、前号の申請があったときは、速やかに審査し、休憩室目的外使用許可申請書兼許可証（様式１号）の「受付番号件キーボックスの暗証番号」を記載し申請者に交付する。

（使用許可の取り消し）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。

（１）政治的活動のための使用

（２）宗教活動のための使用

（３）営利を目的とする使用

（４）利用者が許可条件を守れないと認められたとき。

（使用者の責務）

第６条　使用者は、この要綱及び別に定める許可条件を遵守し、休憩室の保全に努めること。

２　使用者が休憩室を損傷したときは、その損害について賠償するものとする。

３　使用中に生じた自己の責に帰する事故に係る責任は、使用者又は使用団体が負うものとする。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年１０月１日から施行する。

附　則（平成１４年２月２０日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。